

給与支払報告書の提出について

提出対象者

令和4年中に給与等の支払をしたすべての従業員等（パート、アルバイト及び事業専従者等含む）。

- ・対象者のうち、令和5年1月1日現在の在職者については、給与支払額の多少にかかわらず提出が必要です。
- ・退職者や短期雇用者等についても、令和4年中の給与支払額が30万円を超える場合は提出が義務付けられています。30万円以下の場合でも、正確な所得情報を把握するため提出にご協力ください。

提出期限 令和5年1月31日（火）

※課税事務を円滑に行うため、令和5年1月20日（金）までの提出にご協力ください。

提出先 能代市 税務課（27番窓口）、二ツ井地域局総務企画課（8番窓口）

提出書類 次の1～4のすべてを提出してください。

1. 給与支払報告書（総括表）

同封の「給与支払報告書（総括表）」の下段「総括表の作成について」をご確認の上、必要事項をもなく記入してください。記入誤りや提出もれのないようご注意ください。

2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- （1） 氏名、生年月日、住所、マイナンバーはもなく記入してください。
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要です。
- （2） 今年度から、給与支払報告書の提出は1枚のみとなります。
- （3） 令和5年1月1日現在、実際に居住している住所地の市町村に提出してください。
個人住民税において、住所は課税権がどの市町村にあるのかを判断する上で重要な要素となります。基本的には住民票を置いている市町村での課税となりますが、その市町村以外に生活の本拠がある場合は本拠がある市町村が課税することになりますので、正確にご記入ください。
- （4） 電算作成されている場合、文字が枠にかからないようはつきりと濃く印字してください。

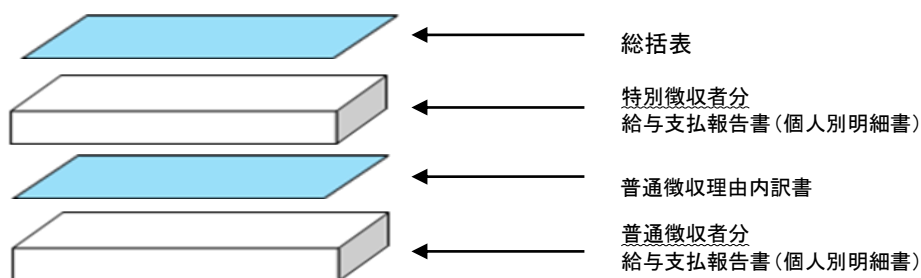
摘要欄の記載について

- （1） 年の途中で就職した方で、前職分を合算して年末調整した場合は、前職分の給与支払額・社会保険料の額・源泉徴収税額・支払者・退職年月日を必ず記入してください。
- （2） 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。
 - （イ） 16歳未満の扶養親族がある場合には、氏名の後に「(年少)」を記載。
 - （ロ） 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の親族が国内に住所がない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」を記載。
- （3） 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、又は特別障害者に該当する場合は、氏名の後に「(同配)」を記載してください。
- （4） 扶養親族が23歳未満、又は特別障害者に該当し、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、氏名の後に「(調整)」を記載してください。
※ただし、上記同一生計配偶者、又は扶養親族の氏名が「控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

裏面もご覧ください

3. 普通徴収理由内訳書

同封の「普通徴収理由内訳書」を使用し、特別徴収分と普通徴収分を下の図のとおり確実に分類し提出してください。



※地方税法において「所得税の源泉徴収義務者は個人住民税を特別徴収しなければならない」と定められています（第321条の3及び第321条の4）。普通徴収となる方の分は、普通徴収理由内訳書の該当項目欄及び総括表の普通徴収欄に人数を記入してください。普通徴収理由内訳書がない場合は、すべての従業員が特別徴収の対象となります。

※光ディスクまたはeLTAX(エルタックス)により給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収の従業員について普通徴収欄にチェックを入れてください。

<特別徴収の対象とならない給与所得者>

- ・令和5年4月1日時点で、給与の支払を受けない者（退職者・退職予定者・休職者）
- ・他の事業所で特別徴収される者、他に主たる給与のある者（乙欄適用者）
- ・給与が少なく税額が引ききれない者（給与収入以外に収入（事業所得・年金等）がある）
- ・給与の支払いが不定期の者（例：2か月に1回給与の支払を受けている）

※パート・アルバイトの方であっても、常勤の方は特別徴収の対象となります。

4. 本人確認書類（個人事業主の方へ）

個人事業主の方は、個人事業主の本人確認（番号確認と身元確認）が必要となります。下記①又は②のとおり、提示又は写しの添付をお願いします。

① 個人番号カード（マイナンバーカード）

② 個人事業主のマイナンバー確認書類1つ、身元確認書類1つ（どちらも必要です）

【マイナンバー確認書類】

- ・個人番号通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

【身元確認書類】

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・健康保険被保険者証
- など

関連情報：地方税分野におけるマイナンバーの利用について（総務省ホームページ）

URL：https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html

※代理の方が提出する場合：個人事業主の番号確認、代理の方の本人(身元)確認、代理権の確認(委任状等)が必要です。

※eLTAXにより提出する場合：電子証明書などで本人確認を行いますので、上記書類の提示・添付は不要です。

【お問い合わせ先】

能代市 総務部 税務課 市民国保税係
〒016-8501

秋田県能代市上町1番3号

TEL：0185-89-2126

FAX：0185-89-1764